


共済おおさか

令和4年8月

218号



公立学校共済組合大阪支部の直営施設です

 ホテル アウィーナ 大阪

大阪上本町駅 徒歩 3分 / 谷町九丁目駅 徒歩 10分 公立学校共済組合のホテルです。
組合員の方は各種補助でお得に 宴会・会議・宿泊・法要・婚礼 をご利用いただけます。
ぜひ 折込広告「AWINA NEWS」をご覧くださいませ。

も く じ

02 ところの知恵袋

—昨年度の本編に続き…番外編①—

- 04 1月号より共済おおさかの所属回覧にご協力ください!
- 05 共済組合の制度が変わります!
- 06 9月に標準報酬月額の時決定が行われます
- 07 時決定Q&A
- 08 資格取得時の標準報酬月額が見直されることがあります
- 08 令和3年度決算のあらましを支部HPに掲載しました
- 09 令和4年10月から短期給付掛金率が上がります
- 09 令和4年10月以降の標準報酬等級表について
- 10 令和4年10月から育児休業中の掛金免除の要件が変わります
- 11 被扶養者に係る資格の確認調査を行います
- 12 組合員証を持たずに、医療機関を受診したとき
- 12 給付金はどのように受けとるの?
- 13 eラーニング研修スタート!
～大阪メンタルヘルス総合センター～

- 14 3歳未満の子を養育している皆様へ
- 15 毎年届く「給付算定基礎額残高通知書」ってなあに?
- 16 退職予定の方に1万円分の施設利用券をプレゼント!!
- 16 使わなきゃ!大阪支部組合員みなさまの宿泊施設です♪
- 17 被扶養者へ特定健診「受診券」を必ずお渡しください!
- 17 アイリスプランのお知らせ
- 18 教育貸付の対象となる教育機関の範囲が拡大しました!
- 18 貸付関連スケジュール
- 18 公立学校共済組合京都宿泊所
ホテルルビノ京都堀川のご案内
- 19 ホテルアウィーナ大阪からのお知らせ
- 20 花のいえからのお知らせ

支部ホームページ
トップページへ



アクセス!

支部ホームページ内
「共済おおさか
掲載ページ」へ



アクセス!

こころの知恵袋

—昨年度の本編に続き…番外編①—

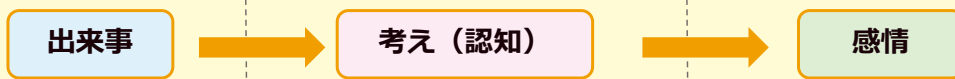
公立学校共済組合 九州中央病院 心療内科
メンタルヘルスセンター

早木 千絵
川見 綾子
中島 美里

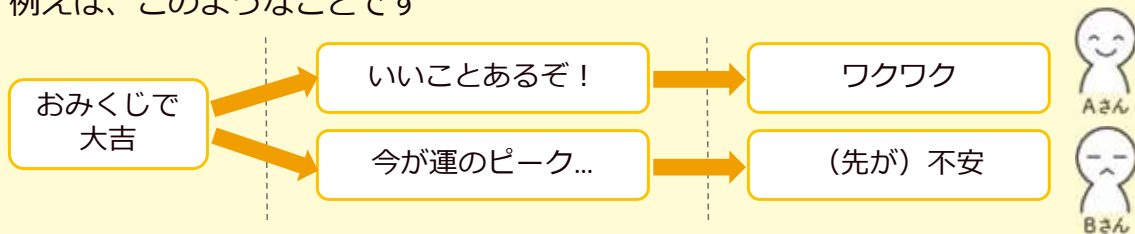
皆さま、日々のお仕事お疲れ様です。様々なストレスを抱えながら、お仕事をされている方も多いと思いますが、捉え方次第では軽減できるストレスもあります。

今回は、**考え方（認知）**に注目してみます。

■おさらい



同じ出来事を体験しても、どのように考えるかによって、気分や感情が変わってきます。例えば、このようなことです



ここからは、仕事をする上で、ご自分の中にどんな考え方があるのか、少し立ち止まって観察してみましょう。

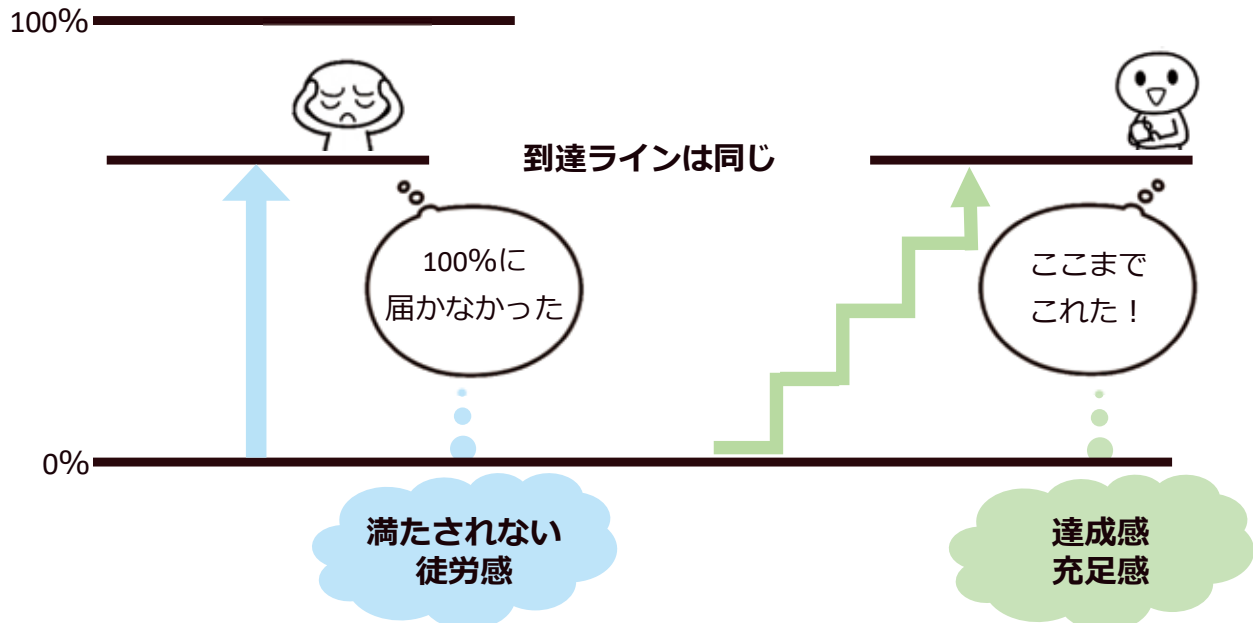


1. 楽になる考え方がある!?

同じように仕事をこなし、同じ成果を出したとしても、どう捉えるかによって気分や疲労感は大きく違ってきます。

目標達成せねば型

ゼロスタート積み上げ型



教職員の皆さまのために作成した
「こころの知恵袋」本文はQRコードより
公立学校共済組合ホームページでご覧いただけます。



「本として手元に置いておきたい」というお声を受けて
書籍として販売中（600円+税・送料）です。社会保険出版社
ホームページよりお買い求めいただけます。

目標を掲げて 邁進するのは素晴らしいことですが、

「達成できれば自分を認める」という 条件付き肯定ばかり では、
心が満たされにくいでしょう。常にプレッシャーを抱えやすくなります。

無条件に、日々一段一段 階段を上がっている、経験を積み重ねている のを意識できると、
自分自身の変化や頑張りを認めやすく、**達成感を感じやすい**でしょう。



2. 考えは選べる！

左ページのように、
できなかった（不足） に焦点を当てるのか、
できていること（足る） に焦点を当てるのか、**見方は自由** なのです！

「できる／できない」だけでなく、
「肩の力を抜いて過ごせた」「前より楽しめているな」など、色々な観点があってよいのです。

今の自分にとって、 **その考え方は心地よいかどうか**



日頃から 自分自身に問いかけ、
心地よい方を選択できるとストレスを溜めにくくなります。
一瞬一瞬、選択の積み重ねが 未来を創ります。



考えを選ぶ 主役がご自分です



1月号より共済おおさかの所属回覧にご協力ください！

お知らせ

これまで共済おおさかは組合員おひとりずつに1部配布してまいりましたが、次号の1月号より配布部数を下記のとおり変更いたします。所属回覧にご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年1月号からの配布部数

※令和4年度発行予定：8月号・1月号・4月号

『所属所内での回覧用』として

1所属所 **組合員10人につき1部 + 予備2部** を配布します。

→ 組合員数 ÷ 10 = 配布部数 (端数切り上げ)

例：1所属所 組合員数 30人 → 5部	30 ÷ 10 = 3	3 + 2 = 5
88人 → 11部	88 ÷ 10 = 8.8 → 9	9 + 2 = 11
122人 → 15部	122 ÷ 10 = 12.2 → 13	13 + 2 = 15

予備

共済おおさかは支部ホームページからもご覧いただけます！

大阪支部ホームページには最新号及び過去の共済おおさかを掲載しております。
「支部ホームページ」または「共済おおさか表紙右下のQRコード」よりアクセスできます♪

ホームページから



クリック！

刊行物

クリック！

公共済大阪

検索

↓
大阪支部トップページ

↓
大阪支部について

↓
刊行物

↓
共済おおさか

QRコードから



QRコードを読み取ると
支部ホームページ内
“共済おおさか掲載ページ”
にアクセスします♪

※QRコードは株式会社
デンソーウェーブの登録商標です。



共済組合の制度が変わります！

資格 担当
☎06-6941-3164

令和4年10月から社会保険（健康保険・厚生年金）の適用される対象が拡大されるのに合わせ、臨時的任用職員や社会保険に加入する短時間勤務職員等については、健康保険は公立学校共済組合に、年金は日本年金機構の一般厚生年金に加入することになります。

★任用形態別 制度の新旧比較（令和4年10月施行）

上段：健康保険
下段：年金

○ 再任用フルタイム

現 行	新 制 度
共済組合	共済組合
共済組合	共済組合

○ 任期付職員

（育休代替・配偶者同行
休業代替を含む）

共済組合	共済組合
共済組合	共済組合

（加入先が変更となる任用形態）

○ 臨時的任用職員

共済組合	共済組合
共済組合	一般厚生年金

○ 短時間勤務職員等

（再任用パートタイム職員、
非常勤職員等）

協会けんぽ	共済組合
一般厚生年金	一般厚生年金

令和4年6月末時点の情報です！
変更がある場合は改めてお知らせ
します！



※下表の社会保険の適用拡大の要件を満たすことが前提です。

※具体的な手続き方法や、制度の詳細については各所属所へ通知します。

<参考> 社会保険の適用拡大

	現行制度	新制度（R4.10~）
主な 要件	週の所定労働時間が20時間以上	週の所定労働時間が20時間以上
	賃金月額88,000円以上	賃金月額88,000円以上
	<u>継続して1年以上使用される見込み</u>	<u>2ヶ月を超えて使用される見込み</u>
	学生でないこと	学生でないこと

厚労省HP内「年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました」 参照 ⇒



ご注意ください！

被扶養者が、上表の要件に該当し社会保険に加入する場合は、所得が限度額（★）を超えていなくても、被扶養者認定の取消の手続きが必要です。

★ 年額130万円、月額108,334円（公的年金受給者は年額180万円、月額15万円）



9月に標準報酬月額の時決定が行われます

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

給与から控除される掛金や、年金・短期給付などの額を計算する際の基準額として用いられる「標準報酬月額」は、4月から6月までの3か月の報酬の平均により決定します。この決定のことを、毎年9月に定期的実施することから「時決定」といいます。

「時決定」により決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります（10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます）。

●時決定の対象となる方

毎年7月1日に組合員である方（休業、休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の時決定を行いません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定が実施された方

●算定方法

4月、5月、6月の3か月間に支給された報酬（※）の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。

時決定の例

		4月の報酬	5月の報酬	6月の報酬		報酬月額
合計		380,000	360,000	295,000	÷3=	345,000円
内 訳	基本給	280,000	280,000	280,000		標準報酬等級表にあてはめる ↓ 標準報酬月額 340,000円
	扶養手当	10,000	10,000	10,000		
	通勤手当	2,000	2,000	2,000		
	時間外					
	勤務手当	88,000	68,000	3,000		

【参考】 標準報酬等級表（抜粋）

等級			報酬月額	標準報酬の月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険		
—	—	第1級	93,000円未満	88,000円
第1級	第1級	第2級	93,000円以上 101,000円未満	98,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円

（※）

- ・算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など労働の対償として受けるすべてのものになります。
- ・通勤手当が複数月分まとめて支給される場合は、1か月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算します。
- ・3月の勤務実績に基づく諸手当が4月に支給されている場合は4月の報酬に含まれます。



Q1 4月または5月の途中で組合員になりましたが、定時決定はどのように算定しますか？

A1 月の途中で組合員となったときは、組合員となった月を除いて算定します。
 4月の途中で組合員となったときの標準報酬 = (5月の報酬 + 6月の報酬) ÷ 2カ月
 5月の途中で組合員となったときの標準報酬 = 6月の報酬

Q2 育児休業中で、4月から6月までの報酬が支払われません。定時決定はどうなりますか？

A2 休業や休職（育児休業、病気休職、配偶者同行休業等）により、4月から6月までの報酬がすべて支払われない場合や、高齢者部分休業等により、4月から6月までの各月とも支払基礎日数が17日未満である場合は、従前の標準報酬（その方の既に決定している標準報酬）により決定します。

Q3 病気休職中で、4月から6月までの報酬が8割支給となっています。定時決定はどうなりますか？

A3 休職等（病気休職、研究休職等）により、4月から6月までのすべての月に減額された給料を受けた場合は、従前の標準報酬により決定します。

Q4 定時決定の算定基礎月である4月から6月までは、例年業務量が多く、他の期間に比べて報酬の額が多くなっています。この場合であっても、4月から6月までの報酬により標準報酬を決定することになりますか？

A4 業務の性質上、4月から6月までが繁忙期にあたり、通常の定時決定では著しく不当となる場合は、申立てにより、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（年間報酬の平均）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬に、2等級以上の差があること。
- ・ 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ・ 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長(部署長)の申立て及び組合員本人の同意があること。

詳細については、例年7月に各所属へ配布している通知文「標準報酬月額の変動決定及び保険者算定について」をご覧ください。

HP → 「お知らせ」及び「組合員専用ページ ログイン」



資格取得時の標準報酬月額が見直されることがあります

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

組合員の資格を新たに取得すると、「資格を取得した日現在の報酬の額」をもとに、標準報酬月額の資格取得時決定が行われます。

通勤・扶養・住居手当などの諸手当の額が資格取得時決定後に確定した場合や、資格取得月の手当の申請が間に合わず、翌月等に遡って支給された場合は、資格を取得した月の報酬に当該手当を加算して、資格取得時決定の見直しを行います。

この場合、掛金も遡及して調整されるため、6月や7月など見直しの行われた月の掛金額が一時的に上がって見える場合があります。調整後は、見直された標準報酬月額に基づいて掛金が控除されます。

例 4月に資格取得時決定が行われ、6月に見直しがなされた場合

		4月	5月	6月	7月
		基本給のみで決定			
標準報酬月額	当初	300,000	300,000	380,000	380,000
	見直し後	380,000	380,000		
		諸手当を含めて見直し			
短期給付等		13,053	13,053	16,533	16,533
厚生年金保険		27,450	27,450	34,770	34,770
退職等年金給付		2,250	2,250	2,850	2,850
掛金合計		42,753	42,753	54,153	54,153
見直し後の掛金額との差額		54,153 - 42,753 = 11,400	54,153 - 42,753 = 11,400	0	0
実際の控除額		42,753	42,753	76,953	54,153

内訳

6月分掛金54,153 + 4月分差額11,400 + 5月分差額11,400

令和3年度決算のあらましを支部HPに掲載しました

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

令和3年度決算のあらまきは、大阪支部ホームページ組合員専用ページでご覧いただけます。

HP 検索 → 組合員専用ページ ログイン



令和4年10月から短期給付掛金率が上がります

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

当共済組合の短期給付の収支は令和3年度からマイナスとなり、さらに令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者に移行することや、令和4年10月からの社会保険適用拡大によって組合員数が増加することにより、短期給付の支出は増加する見込みです。このような状況から短期給付掛金率の見直しを行い、令和4年10月より下表のとおり引き上げとなります。

標準報酬月額 及び 標準期末手当等	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	
	現 行	43.51%
	令和4年10月以降	48.01%

※後期高齢者医療制度の被保険者である組合員は4.05%です。



令和4年10月以降の標準報酬等級表について

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

令和4年10月からの社会保険適用拡大により標準報酬等級表が変わります。

短期標準報酬等級は現行の98,000円が**第1級**から**第5級**となり下限は58,000円（**第1級**）となります。

また、退職等年金標準報酬等級は現行の98,000円が**第1級**から**第2級**となり下限は88,000円（**第1級**）になります。

※ 部分が変更箇所になります。



標準報酬			報酬月額		
等 級			月 額	報酬月額下限値 (以上)	報酬月額上限値 (未満)
短 期	厚 年	退 職			
1	—	—	58,000	0	63,000
2	—	—	68,000	63,000	73,000
3	—	—	78,000	73,000	83,000
4	1	1	88,000	83,000	93,000
5	2	2	98,000	93,000	101,000
6	3	3	104,000	101,000	107,000
7	4	4	110,000	107,000	114,000
50	—	—	1,390,000	1,355,000	—



令和4年10月から育児休業中の掛金免除の要件が変わります



→ **経理 担当**
☎06-6941-2857

【現行】月末時点で育児休業を取得している場合、当該月の掛金が免除されます。

育児休業期間(例)	月例掛金	期末勤勉等掛金
$\frac{12}{15}$ 月末 $\frac{1}{4}$  育児休業	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除
$\frac{12}{1}$ $\frac{12}{15}$ 月末  育児休業	12月分掛金 徴収	12月分掛金 徴収



【変更点①】

月例掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合のほか、**同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その月内に14日以上(※)の育児休業を取得する場合も、免除の対象となります。**

育児休業期間(例)	令和4年9月までの取扱	令和4年10月以降の取扱
$\frac{4}{20}$ 月末 $\frac{5}{2}$  育児休業	4月分掛金 免除	4月分掛金 免除
$\frac{4}{1}$ $\frac{4}{20}$ 月末  育児休業(14日を超える期間※)	4月分掛金 徴収	4月分掛金 免除

【変更点②】

期末勤勉等の掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合でも、**1ヶ月を超える期間(※)の育児休業でないと、免除の対象となりません。**

育児休業期間(例)	令和4年9月までの取扱		令和4年10月以降の取扱	
	月例掛金	期末勤勉等掛金	月例掛金	期末勤勉等掛金
$\frac{12}{15}$ 月末 $\frac{1}{4}$  育児休業(1ヶ月を超えない期間)	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 徴収
$\frac{11}{25}$ 月末 $\frac{1}{4}$  育児休業(1ヶ月を超える期間※)	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除

(※)期間の考え方の詳細については、省令が未公布のため未定です。
詳細が判明次第、各所属所長あてに改めて通知いたします。

★掛金免除については、産休・育休それぞれについて、共済組合への申し出が必要です。

申出の方法は、所属により異なります。

(例 府立学校・教育庁→SSCで申出 府立学校・教育庁以外→申出書を紙様式で提出)

申出の詳細につきましては、令和4年4月発行の共済おおさか217号にてご確認ください。



被扶養者に係る資格の確認調査を行います

資格 担当
☎06-6941-3164

例年、秋頃に被扶養者を対象とした所得調査（同居要件の確認を含む。）を行っておりましたが、令和4年度については、**7月下旬から8月下旬**に通知を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

（１）被扶養者の所得の限度額

- ①年額130万円未満（月額10万8,334円未満）
- ②障がい支給事由とする公的年金等受給者又は60歳以上の公的年金等受給者は、年額180万円未満

（２）所得について

「所得」とは、所得税法上の所得とは異なり、年間における恒常的な**収入の総額**をいいます。

「収入」とは、**公的年金、個人年金（必要経費は控除しません。）、企業年金、非課税の遺族年金、障がい年金及び傷病手当金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険、恩給、扶助料**など現時点で見込まれるすべての恒常的収入をいいます。

（３）所得以外の認定要件について

組合員と同居が要件となる被扶養者（配偶者の父母等）については、住民票で同居の確認を行うため、被扶養者の住民票が国内居住であるか確認します。（学生等の例外の対象者は確認書類を要します。）

（注）被扶養者の範囲や所得の考え方については「教職員のための共済のしおり2020-2021」P.21～P.25をご確認ください。

所得の種類	ポイント
給与 ※1	雇用された時点で年間の収入が130万円（月額108,334円）以上になることが明らかでない場合（または見込まれる場合）は、雇用された時点で認定を取り消すこととなります。ただし、アルバイト及びパート勤務等の短期間雇用者で月々の収入が限度額108,334円を境に変動している場合には、結果的に4ヶ月以上引き続いて月108,334円以上となった時、最初に限度額を超えた月から4ヶ月目の最初の初日より認定を取り消すこととなります。
公的年金等	障がい支給事由とする公的年金等受給者 又は 60歳以上の公的年金等受給者の方は、年額180万円以上の収入が見込まれる場合は、認定を取り消すこととなります。 ※公的年金等とは、共済年金・国民年金・厚生年金等で、それぞれ退職（老齢）・障がい・遺族を給付事由とする年金・恩給・扶助料を指します。 ※収入は公的年金等と公的年金等以外の収入を合計した額です。
事業、不動産及び農業所得等 ※2	事業所得等については、確定申告書及び収支内訳書を参照し共済組合が必要と認める経費（地代家賃、光熱水費、通信費、修繕費等）を控除して得た額を収入とします。なお、認められる経費の詳細については、事業の形態によって異なります。必要に応じてご相談ください。
株等の譲渡	株等を保有し続けている間に配当等が発生する場合は収入とします。ただし、一度の取引で全て譲渡した場合は、一時的な所得とみなします。
雇用保険	基本手当日額が3,612円以上の場合、受給開始日から認定を取り消すこととなります。基本手当の支給を受けることができる日数とは関係ありません。

※1 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認に関する特例については、当支部ホームページ「お知らせ」2022年1月24日付の掲載内容をご確認ください。

※2 新型コロナウイルスワクチン感染症に伴う持続化給付金等の各種給付金については、恒常的な収入に含まれません。



組合員証を持たずに、医療機関を受診したとき

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員証を忘れたときや組合員証がまだ発行されていないときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合でも、後日、当支部へ医療費（保険適用分）の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法 ◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ① 「領収書（原本）」
- ② 「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」
※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

ポイント

- ・「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」の発行については、受診された医療機関にお尋ねください。
- ・上記添付書類①②に代えて、◇「診療報酬領収済明細書（医科）（歯科）」または◇「調剤報酬領収済明細書」の添付でも請求できます。
- ・◇「療養費・家族療養費請求書」は、①診療月②医療機関③入院・外来④受診者ごとに必要です。



(注1) 治療用装具を購入したときや、はり・きゅうの治療を受けたときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは、「教職員のための共済のしおり」または当支部ホームページをご覧ください。

(注2) ◇印は、当支部所定の様式です。当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ「様式集」 → 「短期給付関係」

給付金はどのように受けとるの？

医療 担当
☎06-6941-2867

当支部からの各種給付[※]は、

組合員本人が当支部の資格を取得した際に登録した口座

へ振り込まれます！（毎月15日頃）

内訳等は、振込日以降に所属所あてに送られる「給付金決定通知書」でご確認ください。

- ※ 各種給付とは、高額療養費、各種手当金、出産費、療養費 などです。
自動給付である高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金以外は、請求書類の提出が必要です。
(請求書類は、毎月20日で締め切り)



登録口座の変更方法

◇「**組合員証記載事項等変更申告書**」を提出ください。

府立学校・府教育庁所属の方は、「総務事務システム（SSC）」の「基本情報」より、「各種給付口座」を変更することでも変更可能です（反映までに、時間がかかることがあります）。

【注意】 組合員証の氏名と口座名義が異なっていると、振込不能となり、給付が遅れることがありますので、変更手続きは併せて行ってください。

◇印は、当支部所定の様式です。当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ「様式集」 → 「組合員資格等関係」





時代のニーズに
合わせた負担の少ない
研修実施のために

eラーニング研修 スタート！ 2022.7.1(FRI)

大阪メンタルヘルス総合センターでは、組合員のメンタルヘルスの保持・増進を図るため、職場研修支援事業を行っています。このたび、手軽にご利用いただける「eラーニングシステム」の提供を始めました。職場研修や、安全衛生委員会等において、積極的にご活用ください。



このようなニーズにお応えします

- 多忙な業務の合間、集合型研修は負担になる
- 職員それぞれのタイミングで研修を受講したい
- 一回限りの研修を聞いただけでは内容が定着しない
- 感染対策のため、集合型研修は実施しにくい

▼サンプル動画・お申込みはホームページから▼

公立学校共済組合 大阪支部組合員のための

大阪メンタルヘルス総合センター (OMC)

伊丹市車塚3-1

公立学校共済組合 近畿中央病院 2F

ご予約受付中！



お問い合わせ

0120-556-879
月～金 9時～17時15分



共済おおさか

令和4年8月218号

13

3歳未満の子を養育している皆さまへ

年金 担当
☎06-6941-2864

3歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の申出をすることができます。

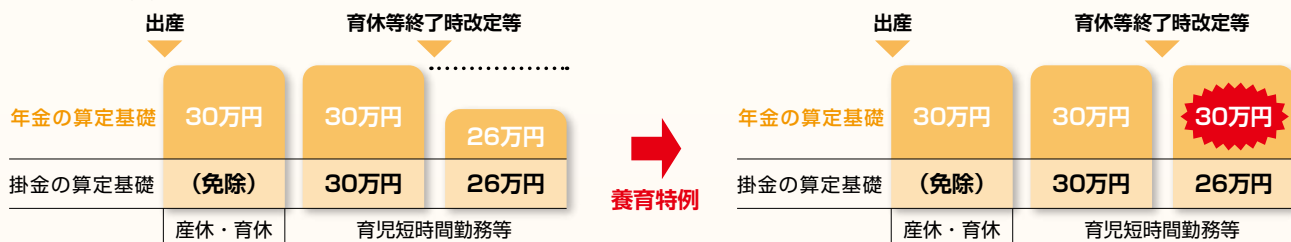


(1) 掛金が減ったけど、将来受け取る年金も減っちゃうの？

3歳未満の子を養育する方は、生活環境の変化から、育児部分休業や引越しによる通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなる場合があります。年金額は平均給与額と加入していた期間により決まるため、標準報酬月額が低くなると、納付する掛金額は低くなりますが、将来受け取る年金額も減少してしまいます。

しかし、**本人からの申出により、子が3歳になるまでの間、実際の掛金額が出産時から減少しても、年金の算定基礎となる標準報酬月額のみを出産時の標準報酬月額とし、将来受け取る年金額の減少を避けることができます。**これを養育特例といいます。扶養親族（被扶養者）であるかは問いませんので、夫婦ともに組合員の場合は2人とも申出することができます。

《イメージ図》



(2) 提出書類及び提出期限について

【提出書類】

- ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」(※)
- ・世帯全員の住民票（子が組合員の被扶養者でない場合）^{【注】}
- ・子の戸籍抄本又は戸籍謄本（子が組合員の被扶養者でなく、かつ組合員が世帯主でない場合）^{【注】}
- ・特例開始日前後の出勤簿の写し（府費負担教職員でない場合は必須。就業週報・月報等の写しで可）

【注】 住民票、戸籍抄本又は戸籍謄本については、提出日から遡って90日以内に交付されたもの。（コピー不可）
育児休業から復職された方は、復職日以降に交付されたものが必要です。
「申出書」にマイナンバーを記入された場合、住民票の添付を省略することができます。

【提出期限】

特例を受けることのできるときから**2年以内**

（2年を過ぎて申出した場合、申出日から2年間のみ遡及して適用できます。）

(※) 様式については、公立学校共済組合大阪支部のホームページより最新のものをご使用ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 様式集 → 長期給付関係（年金）の様式

(3) Q&A

Q1 育児休業等を取得していますが、申出はいつ行えばいいですか？

A2 育児休業や産前産後休業を取得している間は掛金免除の対象期間であるため、特例の適用を受けられません。復職後に申出を行ってください。

Q2 育児休業を終了した後に育児短時間勤務や部分休業を取得しない予定ですが、申出できますか？

A2 職場復帰後の勤務形態についての条件はありませんので、申出を行うことができます。ただし対象期間の各月の標準報酬が「子の出生前の標準報酬」を下回る月があるときのみ適用されます。



毎年届く「給付算定基礎額残高通知書」ってなあに？

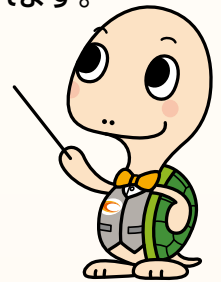
年金担当
☎06-6941-2864

ご存知ですか？平成27年10月の年金制度一元化において、新しく創設された公務員独自の年金制度、それが「退職等年金給付（年金払い退職給付）」です。月々の給料から差し引いた保険料を将来の給付の原資として積み立てていく「積立方式」を取っています。（厚生年金・国民年金等は世代間扶養である「賦課方式」）

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として、原則、退職後の65歳から支給されます。有期年金は10年、20年、又は一時金のいずれかを選択して受給します。

この給付算定基礎額の積立状況についてお知らせするのが毎年7月末頃にご自宅に届く「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」です。

退職等年金給付の年金額は、「⑨給付算定基礎額等合計」を原資として決定されます。



給付算定基礎額残高通知書				
(2年 4月 ~ 3年 3月)				
公立 太郎 様 (86841000000001) 単位 円				
(入金) 期月	① 標準報酬月額	② 付与額	③ 利息	④ 給付算定基礎額残高
前年度末				422489
4月	280000	4200	21	426710
5月	280000	4200	21	430931
6月	602000	9030	21	439982
7月	280000	4200	22	444204
8月	280000	4200	22	448426
9月	280000	4200	22	452648
10月	280000	4200	0	456848
11月	280000	4200	0	461048
12月	602000	9030	0	470078
1月	280000	4200	0	474278
2月	280000	4200	0	478478
3月	280000	4200	0	482678
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前年度末	422489			
⑥ 付与額累計	60060	—	—	
⑦ 利息額累計	129			
⑧ 今回通知	482678			
★ ⑨ 給付算定基礎額等合計	482678			
⑩ 年金払い退職給付加入期間				5年 6月
⑪ 付与率	令和 2年 4月 ~ 令和 3年 3月			1.500 %
	年 月 ~ 年 月			%
⑫ 基準利率(年率)	令和 2年 4月 ~ 令和 2年 9月			0.060 %
	令和 2年 10月 ~ 令和 3年 3月			0.000 %
基礎年金番号 999999999 作成日 令和 3年 6月 23日				

有期年金

- 10年又は20年で受給する場合（年額）
給付算定基礎額残高 × 1/2 (※1) ÷ 有期年金原価率 (※2)
- 一時金で受給する場合
給付算定基礎額残高 × 1/2 (※1)

終身年金

- 給付算定基礎額残高 × 1/2 (※1) ÷ 終身年金原価率 (※3)

- ※1 組合員期間が10年未満の場合は1/4になります。
- ※2 毎年10月に改定されます。
(参考) R2.10 ~ R3.9の率 65歳時点
10年選択…10.000000、20年選択…20.000000
- ※3 毎年10月に改定されます。
(参考) R2.10 ~ R3.9の率 65歳時点
23.033747

他の公務員共済から転入された直後の年は、正しく表示されない場合があります。次回には正しい表示をご確認いただけます。

お送りしている通知書に示されている積立額（給付算定基礎額等合計）は前年度末時点のものなので、将来の年金額を厳密に計算することはできませんが、現時点での年金額の参考にしてください。

公的年金制度の概要はこちらから→



年金加入記録や年金見込み額を知りたい場合はこちらから →



退職予定の方に1万円分の施設利用券をプレゼント！！

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

対象の方にホテルアウィーナ大阪又は花のいえで利用できる施設利用券1万円分を贈呈します！
今年度ご退職予定の方は、令和5年3月中までにご申請ください♪
現職中（再任用フルタイム含む、任意継続組合員除く）に
下記施設をご利用いただく場合は、施設利用券のご利用に加えて、
宿泊利用補助や会食利用補助等の各種補助もご利用いただけます！



受給対象者	当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合加入期間が通算25年以上であること 2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること ※過去に結婚25周年・永年勤続（単身者）記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。
申請方法	○長期組合員退職記念施設利用券交付申請書（※） ○組合員証（コピー可）＝健康保険証 △返信用切手（414円）＜郵送申請の場合のみ＞
申請期間	退職（資格喪失）予定の年度中 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算25年未満の場合又は大阪支部の組合員資格を有していない場合等であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、上記1及び2の条件を満たした場合は申請可能
贈呈品	施設利用券10,000円分（5,000円×2枚） ・ホテルアウィーナ大阪又は花のいえで利用可能 ・有効期間は、発行日から1年間

※申請書については、「令和4年度 厚生事業のしおり」P58または当支部HPに掲載しています。

使わなきゃ！大阪支部組合員みなさまの宿泊施設です♪

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

～施設利用券をお持ちの方は下記利用補助とあわせてお使いできます～

大阪上本町にある「ホテルアウィーナ大阪」、京都嵐山にある「花のいえ」は、大阪支部が運営しており、支部組合員の方は組合員料金と各種利用補助により大変お得にご利用いただけます！

ご家族や同僚とのリフレッシュや息抜き、記念日にぜひご利用ください♪もちろんおひとり様も大歓迎です。個室のご利用等、新型コロナウイルス感染症対策万全でお待ちしております。

利用補助の例

- 会食利用の場合**
- ・組合員本人及び3親等以内の親族（被扶養者でなくてもOK）
 - ・1人5,000円以上の会食で1人につき2,000円補助！
 - ・会食利用補助申請書を利用日当日会食前にフロントに提出するだけ！

- 宿泊利用の場合**
- ・組合員本人及び被扶養者（小学生以上）
 - ・1泊につき、組合員本人は4,000円、被扶養者は3,300円補助！
 - ※月に1人3回（泊）まで可能
 - ・組合員証、被扶養者証を利用日当日にフロントに提示するだけ！

★各種補助の詳細は「厚生事業のしおり」、当支部HPをご覧ください↑



花のいえ



アウィーナ大阪



ご家族の健康を守るために

被扶養者へ特定健診「受診券」を必ずお渡しください！

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

7月中旬より各所属所の組合員あてに被扶養者※の方の特定健康診査「受診券」を送付しています！

※令和4年4月1日に被扶養者であり、年度末年齢が40歳～75歳の方（75歳を迎える前日まで受診可）



【受診券の有効期限 令和5年3月31日】（延長不可）



パート先等で健康診断を受診し、健診結果の写し・質問票・受診券をご返送いただいた方には、クオカード（1000円）をお送りします！

（詳細は受診券同封の案内文（P3）に記載しています。）

特定健診に関する詳細は右記当支部ホームページまたは受診券に同封している案内文をご確認ください。

HP【公立学校共済組合 大阪支部】で検索
手続きナビ→特定健康診査・特定保健指導の手続き
＜お問い合わせ先＞
公立学校共済組合大阪支部 健康福祉グループ



アイリスプラン

国・公・私立学校教職員のための

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員のための
経済生活支援事業です。

年金コース

内容が見てすぐ分かる
動画があります！！
(財団のホームページからも
ご覧いただけます)

在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

Point 1 毎月2,000円(2口)から積立を手軽に始められ、毎年1回、口数を自由に変更できます。

Point 2 予定利率は年1.25% (令和3年4月1日現在)です。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。

Point 3 「個年型」(個人年金保険料控除の対象)、「一般型」(一般生命保険料控除の対象)があり、
両方加入も可能です。(動画でも説明しています)
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。

Point 1 医療入院コースがリニューアル！日帰り入院から保障対象となり、さらに安心。満90歳まで契約更新できます。

Point 2 日常事故補償コースは、個人賠償※を最高1億円まで補償！
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。

Point 3 どちらのコースも退職後もご利用いただけます。

「自転車保険」としてもご利用いただけます

募集期間（資料請求受付期間）は、例年9月中旬～11月初旬にかけてです。
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

承21-企-07 (2104)
MY-A-20-LF-008504



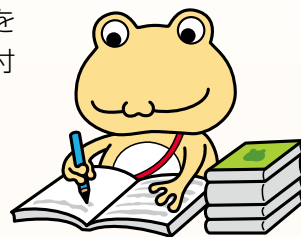
教育貸付の対象となる教育機関の範囲が拡大しました！

貸付 担当
☎06-6941-2865

かねてより要望のあった「私立の小・中学校に子を通わせたいので、学費等の貸付を受けたい」といった組合員の皆さまの声にお応えし、令和4年7月1日から、教育貸付の対象となる学校の範囲が小・中学校等まで拡大されました。

貸付申込については、大阪支部のホームページをご覧ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) **検索** → こんな時ガイド「資金を必要とするとき」



貸付関連スケジュール

貸付 担当
☎06-6941-2865

10月下旬	11月1日～30日	1月中旬
住宅貸付の「年末残高等証明書」送付	一部繰上償還申出受付 (毎年5月・11月受付)	住宅貸付の「年末残高等証明書」送付
貸付2年目以降の証明書 (年末調整用)	申出用紙や申出方法等は支部 ホームページをご覧ください。	令和4年1月～12月貸付の 証明書(確定申告用)

※ 住宅貸付の「年末残高等証明書」は、一定の要件を満たす住宅貸付をご利用中の方に、所属所経由で送付します。(年末調整、確定申告については**税務署**にお尋ねください。)

京都へのお越しには

公立学校共済組合京都宿泊所 ホテルルビノ京都堀川

大阪支部の宿泊保養施設利用補助をご利用の場合

◆ ツインルームご利用の場合

- ・素泊り お1人様 1,510円～
- ・朝食付 お1人様 3,010円～
- ・二食付 お1人様 6,510円～

※税金サービス料込。※補助制度ご利用後の金額です。
※日付ごとの料金は料金カレンダーでお確かめいただくか
お問合せください。

※別途、お1人様1泊につき京都市宿泊税 200円が課されます。

京都御所始御門徒歩8分 ホテルルビノ京都堀川
〒602-8056 京都府京都市上京区東堀川通下長者町3-7
Phone:075(432)6161 Facsimile:075(432)6160

時短要請等により、営業時間等が変更となる場合がございます。予めご了承ください。

お問合せ・ご予約は、

ホームページ <http://www.rubino.gr.jp/>

または お電話 075-432-6161 (宿泊予約) まで

* 京都府の指針に沿ったコロナ感染予防対策を全館で実施し、皆さまのお越しをお待ちしております。



Stay

期間：2022年 9/2(金)～11/26(土)

このプランは10日前までにご予約ください。

ワインとディナーを楽しむプラン

金・土 限定 1泊2食付

ワインの飲み比べとホテルいちおしの和洋コース料理をお楽しみください。



料金	大人 お一人様 16,000円	組合員 宿泊補助 会食補助	適用で 10,000円
		被扶養者 宿泊補助(被扶養者) 会食補助	適用で 10,700円
	中学生以上 お一人様 14,500円	宿泊補助(被扶養者) 会食補助	適用で 9,200円
	小学生以下 お一人様 10,000円	宿泊補助(被扶養者) 会食補助	適用で 4,700円
夕食	大人 / ワイン飲み比べ・フリードリンクと特別和洋コース、1泊朝食 中学生以上 / 特別和洋コース、フリードリンク付、1泊朝食 小学生以下 / お子様メニュー、フリードリンク付、1泊朝食		

Drink Menu ワイン (ルージュ・ブラン・ロゼ)
 ◆瓶ビール ◆ウィスキー ◆焼酎(麦・芋) ◆日本酒 ◆サワー
 ◆酎ハイ ◆ノンアルコールビール ◆コーラ ◆オレンジジュース
 ◆アップルジュース ◆ウーロン茶

※表示価格は税金・サービス料を含みます。 ※写真はすべてイメージです。 ※食材手配の都合により1週間前よりキャンセル料が発生します。 ※満室の場合はご利用いただけません。 ※食事会場は全席禁煙となっております。 ※未成年者のお客様の飲酒は法律で禁止されています。 ※妊娠中や授乳期の飲酒は胎児・乳児の発育に影響するおそれがありますのでご注意ください。

Wedding

WEDDING
 充実の特典付き!
 披露宴プラン

PLAISIR プレジール

30名様 500,000円

1名様追加料金 15,000円

大切な人と楽しく

【プラン内容】

- 和洋折衷婚礼料理 ●フリードリンク ●控室料 ●ウエディングケーキ(入刀用)
- 花嫁アテンダント ●音響照明料 ●選べるカラークロス&ナフキン ●席札 ●ゲストブック

【組合員様だけの8大特典】

- 会場使用料100%OFF ●お色直し用カラードレス(22万円分)100%OFF
- DVD&PJ&スクリーン100%OFF ●通信カラオケ100%OFF ●ドリンクグレードアップ
- お二人のオープニングムービー作成 ●お二人のフォトウエルカムボード作成
- ご参列者衣装20%OFF

【プレジール限定】写真付き衣装プラン 240,000円

- 衣装(新郎新婦各1点) ●新婦美容着付1点 ●新郎着付1点
- 新婦洋装アクセサリ(ネックレス・イヤリング) / 新婦和装 生花ヘッドドレス
- スタジオ写真(1ポーズ・3枚組四切サイズ)



喜びあふれるひととき

公立学校共済組合大阪支部 組合員特典

結婚式場利用補助

■対象者 公立学校共済組合「大阪支部」所属の組合員(現職)またはそのお子様がアウィーナで挙式・披露宴をされる場合

■補助内容 ●挙式・披露宴総額の20%、上限20万円を補助 ●食事付宿泊券3万円分(5,000円券×6枚)を贈呈
 新郎新婦ともに対象者の場合は20%、上限40万円
 ※ただし、1,000円未満は四捨五入
 ※挙式者に対するの補助です。
 ※食事付宿泊券の有効期間は発行日(挙式日)より1年間

ホテル アウィーナ 大阪
 (公立学校共済組合大阪宿泊所)

<宿泊予約> TEL: 06-6772-1441
 <宴会・婚礼> TEL: 06-6772-1445 (9:00~18:00)
 〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 awina-osaka.com
 近鉄 大阪上本町駅14番出口より南へ300m(3分) / 大阪メトロ 谷町九丁目駅より東南へ800m(10分)

ブライダルフェア
 予約受付中▶



共済おおさか

令和4年8月218号

19

秋も冬も 公立学校共済組合大阪支部組合員様は
 宿泊利用補助+会食利用補助で おトクにお泊まりいただけます！

宿泊利用補助対象

会食利用補助対象

秋の華やぎプラン (9~11月)



ご当地食材の京豚や栗・松茸などの旬素材を使った「秋の会席コース」のお夕食をお部屋にご用意いたします。

ご朝食は、四方を庭園で囲まれた「ごてんの間」にてご用意いたします。
 (全プラン共通)

1泊2食付き・お一人様 17,300円
 (サービス料・消費税込み)

大阪支部組合員ご本人の場合

各種補助相当額をお引きして・・・11,300円

冬の華やぎプラン (12~2月)

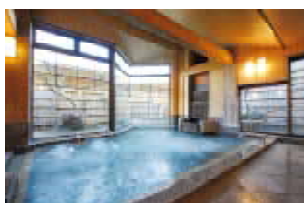


お夕食は、蟹・鰯・甘鯛・冬野菜などを使った「冬の会席コース」のほかに「てっちりコース」(写真・右)もお選びいただけます。

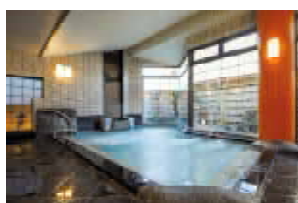
1泊2食付き・お一人様 17,600円
 (サービス料・消費税込み)

大阪支部組合員ご本人の場合

各種補助相当額をお引きして・・・11,600円



▲ 木の湯



▲ 石の湯

準天然光明石温泉(人工温泉)

- お一人様1泊につき宿泊税を別途200円お預かりします。
- 土曜日・祝前日の料金は、1,210円増しとなります。
- 2名様以上ご予約をお願いいたします。
- 写真はすべてイメージです。(メニューは変更する場合があります。)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みを実施しております。[検温・手指の消毒等にご協力いただいております。]
- 12月1日ご宿泊分から朝食料金を改定させていただきます。

キリトリせん



宿泊利用者限定『ご当地Quoカード(500円分)』引換券

★下記の優待期間中に、ご宿泊1泊2食付きで5,000円(税・サ込)以上のお夕食をお召し上がりの大人の方おひとりにつき1枚進呈いたします。

【優待期間】 令和4年8月25日~9月30日・12月11日~12月20日

※ただし、土曜日・祝前日のご宿泊は除きます。

[共済おおさか・04-08]

ご住所	〒		
お名前	(ふりがな)		
月 日	お電話番号	生年月日	年 月 日
人			

※必要事項をご記入のうえ、チェックインの際に係へお渡しください。 ※当施設ではQuoカードをご使用いただけません。
 ※当施設が実施するその他の優待や割引券等との併用はできません。 ※カードのデザインは変更される場合があります。

<個人情報の取り扱い> 当施設がお客様に企画商品等のご案内をさせていただくため以外には使用いたしません。

〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9番地

TEL: 075-861-1545 (受付時間: 9時~21時)

- ・ 阪急「嵐山」から徒歩12分
- ・ JR「嵯峨嵐山」から徒歩7分
- ・ 京福「嵐電嵯峨」から徒歩5分
- ・ 京都バス「角倉町」下車すぐ

公立学校共済組合嵐山保養所

京都嵐山



検索

